

芦間高校PTA慶弔等規約

本規約では、PTA会員の慶弔等について定める。

- 1 本規約における「PTA会員（以下『会員』という。）」とは、PTA会費を支払う保護者（父親、母親）と教職員をいう。
- 2 会員の死亡については、次のとおり取り扱う。
弔慰金 会員の死亡 10,000円
柩（供花）代は、遺族の希望により時価額を支払うことができる。
- 3 生徒の死亡
会員の死亡に準じて、取り扱う。
なお、学校管理下における死亡については、PTA役員会において、その都度協議し、別途考慮する。
- 4 会員の配偶者の死亡
会員の死亡に準じて、取り扱う。
- 5 災害見舞金
自然災害、火災により自宅が全壊又は一部半壊（自宅の浸水を含む。）したときの災害見舞金は10,000円とする。
- 6 会員等の入院見舞金
会員若しくは生徒が継続して30日以上入院した場合、入院見舞金は10,000円とする。
- 7 本規約は、会員からの申し出により適用する。
ただし、会員脱退後の申し出は、会員期間中に発生した事由であっても適用しない。

付則

- 1 本規約は平成26年5月24日より施行し、平成26年4月1日より遡及して適用する。